

1. 団体登録 団体利用の場合あらかじめ登録が必要です。

①要件 ・中野区在住・在勤・在学の 10 人以上の団体

・ 18 歳以上の代表者を有すること

・ 営利を目的とした活動でないこと

②団体登録の方法

・ 登録の申請は、中野区役所 7 階窓口で受け付けます。「団体登録申請書」に必要事項を記入のうえ構成員全員の区内在住または区内在勤または在学の証明書類を添付して申請してください。申請者は団体の代表者または連絡担当者が行ってください。

③登録に必要な証明書類

・ 申請者（来庁者）の証拠書類は原本をお持ちください。それ以外の構成員の証明書類はコピーで構いません。在勤証明書は原本をお持ちください。

・ 証明書の有効期間 在勤証明 6 か月以内に発行されたもの 運転免許証など有効期限のあるものは有効期間内のものに限り。住民票の写しは 6 ヶ月以内に交付されたものに限り。

区 分	証 明 書 類
区内在住	本人確認＋区内在住が確認できる書類（現住所が記載されているもの） 例：運転免許証 運転履歴証明書 健康保険証 住民票の写し 学生証 個人番号カード等
区内在勤	本人確認＋中野区在勤であることを確認できる書類 【本人確認】 例：運転免許証 運転履歴証明書 健康保険証 住民票の写し 学生証 個人番号カード等 ※在勤確認書類との照合のため、現住所が記載されている部分も確認します。

	【在勤確認】 例：在勤証明書※１・健康保険証※２ ※１ 在勤証明書 交付日（６か月以内）、区内勤務先名と勤務先所在地、代表者、社印と代表者印の押印、利用登録者各人の氏名、住所、年齢が記載されているもの ※２ 健康保険証 区内勤務先名と勤務先所在地及び本人の現住所が記載されているもの （提示の例） ・運転免許証＋在勤証明書 ・健康保険証（区内勤務先名と勤務先所在地が記載されていない場合）＋在院証明書 ・住民賞の写し＋在勤証明書 ・個人番号カード＋在勤証明書 ・健康保険証（区内勤務先名と勤務先所在地が記載されている場合）
在学	小学生・中学生は証明は要りません 高校生以上は学生証

④団体登録申請書記入時の注意

- ・代表者及び連絡担当者の連絡先は昼間連絡の取れる番号の記載をお願いします。
- ・プールを利用できるのは、申請時に構成員として記入された方となります。
- ・プールの利用にあたって、中学校の職員または施設管理委託事業者へ団体の代表者または連絡担当者の氏名・連絡先を提供する場合があります。あらかじめご了承ください。
- ・営利を目的に実施していることが判明した場合は利用を中止していただきます。

2 団体利用

①施設利用内容一覧

区分	第二中学校温水プール	中野中学校温水プール
団体利用可能時間帯	夜間（19時～21時）	夜間（19時～21時）

利用月	年間（繁忙期 7・8 月を除く）	年間（繁忙期 7・8 月を除く）
利用時間	2 時間を限度とする	2 時間を限度とする
利用可能コース数	2 コース	1 コース（社会教育団体は 2 コース）

②利用申請

団体利用をする場合は「利用申請書」及び「利用計画書」を提出してください。内容が認められた場合、利用料納入後に利用承認書を発行いたします。

③利用料 1 コースあたり（2 時間以内） 2,400 円

④利用時の注意

利用の際は承認書をプール受付の担当者へ提示してください。利用時間に更衣の時間も含まれます。

3 申請受付場所・時間及びお問い合わせ先

受付場所 中野区役所スポーツ振興課スポーツ活動係（区役所 7 階）

受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時（土・日・祝・年末年始を除く）

連絡先 03-3228-5586